

昭和文学会会則

総則

第1条 この会は昭和文学会と称する。

第2条 この会は昭和の文学を中心とする近・現代文学の研究を進める目的とする。

第3条 この会は第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

大会、研究集会などの開催。

機関誌などの発行。

その他、必要と認められる事業。

第4条 この会は第3条の事業を遂行するため、付則に定める場所に事務所をおく。

第5条 この会は第2条の目的に賛同する個人および団体の会員をもつて構成する。

第6条 会員は付則に定める会費を負担するものとする。

組織 第7条 この会は第3条の事実を遂行するために、幹事会、常任幹事会、会務委員会、編集委員会をおく。

1 幹事会のなかに常任幹事会をおく、代表幹事、総務担当幹事、会務担当幹事、編集担当幹事および

2 その他の幹事で構成する。

常任幹事会のもとに会務委員会、編集委員会をおく。また、常任幹事が必要と認めた委員会は、別にこれをおくことができる。

役員および委員 第8条 この会は第7条の組織を運営するために、次の役員および委員をおく。

役員 代表幹事 1 名 常任幹事 若干名
幹事 若干名 監査 2 名

委員 会務委員 若干名 編集委員 若干名
代表幹事はこの会を代表して会務を総括する。
常任幹事は総会および幹事会で議決した事項を執行する。
また、総務担当幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事はその職務を代行する。

幹事はこの会の重要事項を審議する。
監査はこの会の財務を監査する。

第9条

委員はこの会の実務を担当する。
役員は次の手続きに従って選出し、総会において承認を得る。

第10条

幹事の候補は別に定める内規に従って選出する。

常任幹事は幹事の互選により、代表幹事・総務担当幹事は常任幹事の互選により候補を選出する。

会務担当・編集担当の常任幹事は、前項に関わらず常任幹事会がこれを委嘱する。

第11条

監査は幹事会が会員の中から推薦する。

役員の任期は2年とする。再任を妨げないが、常任幹事については連続2期を超えないこととする。

編集委員の任期は2年、会務委員の任期は3年とする。

その他の委員については、そのつど定める。委員は2期連続では再任しないこととする。

第12条

監査は幹事会が会員の中から推薦する。

第13条

この会は毎年1回定期総会を開く。また、幹事会が必要と認めたとき、あるいは会員の10分の1以上から要

求があったときは臨時総会を開くことができる。

第14条

総会は代表幹事が召集する。

第15条

この会の経費は会費その他をもつてある。

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

この会の会計報告は、監査を受け、幹事会の議を経て総会で承認を得る。

第16条

会則の変更は総会の議決による。

付則

1 この会の事務所を笠間書院（東京都千代田区猿楽町2-2-3）内におく。

2 会員の会費は年額7000円とする。入会金は1000円とする。

3 会費滞納が2年を超えた会員は退会したものとする。

この会則は

1999（平成11）年6月12日より改正施行する。